

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

問 1 国税徴収法第98条第1項では、「税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」と規定されている。また、不動産を公売する場合は、公売の日から3日前の日までに見積価額を公告しなければならないとされている（国税徴収法第99条第1項第1号）。

- (1) 「税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」とされている趣旨（理由）を説明しなさい。
- (2) 不動産の公売における見積価額とその公告について、これらが公売において果たす役割とその理由を説明しなさい。

〔第一問〕

問 3 次の設例において、国税徴収法の規定に基づき、A税務署長が甲土地から滞納者Bの所得税を徴収することができる金額について、理由を付して説明しなさい。

なお、延滞税、利息等の額を考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 滞納者Bは、平成28年分の所得税600万円（期限内に申告）を滞納している。
- 2 滞納者Bは、唯一の財産である甲土地（評価額900万円）を平成30年2月1日に親族Cに贈与し、同日、所有権移転の登記がされた。
- 3 甲土地には抵当権が設定されており、上記2の贈与に当たり、被担保債権に係る債務は親族Cが引き受け、滞納者Bに代わって返済することにつき、抵当権者Dを含めた三者間で合意している。
- 抵当権の内容：被担保債権額400万円、平成29年6月1日登記

〔第二問〕

次の設例を共通の前提として、下記の問1、問2のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 卸売業を営む滞納者Eは、譲渡所得に係る所得税（平成29年分）180万円について換価の猶予を申請し、平成30年4月1日から9月30日まで、換価の猶予に基づき、毎月末30万円の分割納付をすることとなった。
- 2 F税務署長は、換価の猶予に係る所得税について、次の財産に抵当権の設定を受けている。
- 乙土地：所有者 G（滞納者Eの親族）
評価額 500万円
抵当権 第1順位 H銀行、被担保債権額300万円
平成29年7月1日登記
第2順位 F税務署長、被担保債権額180万円
平成30年4月1日登記

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回

〔第一問〕

1. 次のことがらについて、述べなさい。
- (2) 賃貸マンションを公売に付する場合の見積価額の決定及び公告

●実力完成答練 第3回

〔第一問〕

上記の差押え可能財産すべてに対して滞納処分を執行するとしても、なお、その徴収すべき額に不足すると認められたので、更に財産調査をしたところ、甲は、平成28年3月15日において、従兄弟Fにその所有する駐車場用地を620万円（適正価額：1,200万円以後、変動なし）で売却し、その旨の移転登記がされていた。その後、Fは同年9月15日、当該土地に抵当権を設定登記（債権者G銀行、債務者F、被担保債権額800万円）している。なお、Fは当該土地を取得するに際し、登録免許税60万円、不動産取得税3万円、仲介手数料32万円を支払っており、また、取得後において、固定資産税5万円を支払っている。

以上の場合において、甲の滞納国税を徴収するに際し、差押え可能な財産については、差押手続（付随手続、徴収手続及び徴収可能見込額を含む）を述べるとともに、差押えができない財産については、その理由を述べなさい。

●全国公開模試

〔第一問〕

- 1 次のことがらについて述べなさい。
- (2) 換価の猶予の効果

ズバンの中!